

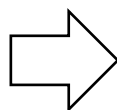
ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)  
及び子育て家庭家事・育児支援サービス利用料助成事業  
の比較表(令和8年度からの変更点等)

※太字下線部は変更点等

	ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)	子育て家庭家事・育児支援サービス 利用料助成事業
対象サービス	ベビーシッターのみ	家事・育児支援サービス ※ベビーシッターは廃止し、左記に一本化
対象児童	小学校3年生まで ※障害児は小学6年生まで	1歳未満
助成金額上限	以下の上限額までの利用料(入会金、 会費、交通費、キャンセル料等は除く) 【助成上限額】 ・1時間 2,500円 (午前7時～午後10時) ・1時間 3,500円 (午後10時～翌午前7時)	利用料(入会金、会費、交通費、キャンセル 料等は除く)の2分の1
利用時間上限	児童1人につき1年度当たり144時間 ※障害児・ひとり親家庭の児童及び多 胎児の場合は児童1人につき1年度当 たり288時間	1家庭につき1年度当たり28,000円 ※多胎児家庭については対象児童が双子の 場合1年度当たり48,000円(三つ子以降 は1子増えるごとに2万円加算)
助成対象とな る事業者	・東京都が定めるベビーシッター事業者	・ドゥーラ協会に認定された事業者 ・市長が適当と認める産後の家事・育児を支 援するサービスを提供する事業者

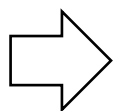
① ベビーシッターを利用したい場合

※保育の必要性(父母ともに月48時間以上の就労が常態等)があるが、小学校や認可保育所に入所していない場合は、ベビーシッターの利用も一部対象となる「幼児教育・保育の無償化による施設等利用給付」の対象になる場合があります。事前にご確認ください。



ベビーシッター利用支援事業  
(一時預かり利用支援)

② 家事・育児支援サービスを利用したい場合



子育て家庭家事・育児  
支援サービス